

平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社 クレディセゾン
代表者名 代表取締役社長 林野 宏
(コート番号 8253 東証第 1部)
問合せ先 広 報 室 長 岡田 治美
(03 - 3982 - 0700)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 24 日開催予定の第 56 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 事業目的の追加

事業内容の多様化に対応するため目的事項の追加を行うものであります。

(2) 会社法施行に伴う変更

会社法「(平成 17 年法律第 86 号)ならびに 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律 87 号)ならびに会社法施行規則および会社計算規則 (以下、会社法等という) が平成 18 年 5 月 1 日施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更を行うものであります。

単元未満株式の権利は単元株式と比して相当の範囲に制限することが合理的であることから、変更案第 9 条(単元未満株主についての権利)を新設するものであります。

株主総会において、より充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 17 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 26 条(取締役会の決議の省略)を新設するものであります。

社外取締役および社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、当社と社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を変更案第 30 条(社外取締役の責任限定契約)、変更案第 38 条(社外監査役の責任限定契約)を新設するものであります。

上記の他、会社法等に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示す)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2条(目的)</p> <p>1.~23. (省略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新設)</p> <p>24. 前各号に付帯または関連する一切の事業</p> <p>第3条(本店の所在地) 当社は、本店を東京都豊島区に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第4条(公告の方法) 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条(会社が発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は3億株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第2条(目的)</p> <p>1.~23. (現行どおり)</p> <p>24. <u>証券仲介業</u></p> <p>25. <u>銀行代理店業</u></p> <p>26. 前各号に付帯または関連する一切の事業</p> <p>第3条(本店の所在地)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第4条(機関) <u>当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。</u></p> <p>(1) <u>取締役会</u></p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条(公告方法) 当社の公告は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は3億株とする。</p> <p>第7条(株券の発行) <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p>

第6条 (1単元の株式の数および単元未満株券の不発行ならびに単元未満株式の買増し) 当社の1単元の株式の数は100株とする。

当社は、1単元の株式の数に満たない株式 (以下、単元未満株式という) に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。

当社の単元未満株式を有する株主 (実質株主を含む。以下同じ) は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。

(新設)

(新設)

第7条 (自己株式の取得) 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。

第8条 (株式取扱規則) 当社の株券の種類なら

第8条 (単元株式数および単元未満株券の不発行) 当社の単元株式数は100株とする。

当社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。

(削除)

第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受け

る権利

(4) 次条に定める請求をする権利

第10条 (単元未満株式の売渡請求) 当社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

第11条 (自己株式の取得) 当社は、会社法165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第12条 (株式取扱規則) 当社の株式に関する取扱

びに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増しの取扱い、その他株式に関する手続きならびにその手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。

第9条 (名義書換代理人) 当社は株式につき名義書換代理人を置く。

名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定しこれを公告する。

— 当社の株主名簿、実質株主名簿 (以下、株主名簿等という)ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増しの取扱い、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

第10条 (基準日) 当社の定時株主総会において権利を行使できる株主 (実質株主を含む。以下同じ。)は、毎決算期現在の株主名簿等に記載または記録された議決権を有する株主とする。

前項のほか必要がある場合は、取締役会の決議によりあらかじめ公告して一定の日現在の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使すべき者とする事ができる。

第3章 株主総会

第11条 (招集) 当社の定時株主総会は毎年6月に、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(新設)

第12条 (議長) 株主総会は取締役社長が招集し、その議長となる。

取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締

いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による?

第13条 (株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。

(削除)

— 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(削除)

第3章 株主総会

第14条 (招集) 当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

第15条 (定時株主総会の基準日) 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第16条 (招集権者および議長)

(現行どおり)

(現行どおり)

役会の決議をもって定めた順序にしたがって他の取締役がこれに代わる。

(新設)

第13条(決議方法) 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれをこなう

商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う

第14条(議決権の代理行使) 株主が代理人をもってその議決権を行使しようとするときは、他の議決権を有する出席株主に限り代理人とすることができる。

(新設)

第4章 取締役および取締役会

第15条(定員) 当社に取締役25名以内を置く。

第16条(選任) 取締役は、株主総会において選任する。

第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第18条(決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこなう

会社法309条第2項に定める特別決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う

第19条(議決権の代理行使) 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第20条(員数)

(現行どおり)

第21条(選任方法)

(現行どおり)

前項の選任には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

取締役の選任については、累積投票によらない。

第17条 (任期) 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。

増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第18条 (役付取締役) 取締役会の決議をもって取締役会長、取締役副会長、および取締役社長各1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。

(新設)

第19条 (代表取締役) 代表取締役は取締役社長がこれに就任し、その他必要ある場合は、取締役会の決議により前条の役付取締役中若干名を代表取締役とすることができる。

第20条 (取締役会) 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の3日前までに発するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この期間を短縮することができる。

取締役会に関する事項は、法令または定款に定

取締役の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う

取締役の選任決議については、累積投票によらない。

第22条 (任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

増員または補欠により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(削除)

第23条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって取締役の中から代表取締役を選定する。

取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、および取締役社長各1名、ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(削除)

(削除)

<p><u>めのあるほかは取締役会において定める取締役会規則による。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p>第24条 <u>(取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>取締役社長にさしつかえあるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序にしたがって他の取締役がこれに代わる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第25条 <u>(取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第26条 <u>(取締役会の決議の省略) 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第27条 <u>(取締役会規程) 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>
<p>第21条 (相談役、顧問) 取締役会において必要と認めるときは、相談役または顧問を置くことができる。</p>	<p>第28条 (相談役、顧問) (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第29条 <u>(報酬等) 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第30条 <u>(社外取締役の責任限定契約) 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>

第5章 監査役および監査役会

第22条 (定員) 当会社に監査役 5名以内を置く。

第23条 (選任) 監査役は、株主総会において選任する。

前項の選任には、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要する。

第24条 (任期) 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとする。

補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

第25条 (常勤監査役) 監査役は、互選により常勤の監査役若干名を定める。

第26条 (監査役会) 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この期間を短縮することができる。

監査役会に関する事項は、法令または定款に定めあるほかは監査役会において定める監査役会規則による。

(新設)

第5章 監査役および監査役会

第31条 (員数)

(現行どおり)

第32条 (選任方法)

(現行どおり)

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第33条 (任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第34条 (常勤の監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(削除)

第35条 (監査役会の招集通知) 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この期間を短縮することができる。

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第36条 <u>(監査役会規則) 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>第37条 <u>(報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第38条 <u>(社外監査役の実任) 当社は、会社法 第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p>
<p>第6章 計算</p>	<p>第6章 計算</p>
<p>第27条 <u>(営業年度) 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、決算は毎営業年度末に行なう。</u></p> <p>第28条 <u>(利益配当金) 利益配当金は、毎営業年度末日現在の株主名簿等に記載または記録された最終の株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p>第39条 <u>(事業年度) 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p>第40条 <u>(剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u> <u>前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(新 設)</p> <p>第29条 <u>(中間配当金) 当社は毎年9月30日現在の株主名簿等に記載または記録された最終の株主または登録質権者に対し、商法第293条の5の規定に従い金銭の分配(以下中間配当金という)を行うことができる。</u></p>	<p>第41条 <u>(中間配当) 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u></p> <p>(削 除)</p>
<p>第30条 <u>(転換社債の転換時期) 当社の発行する</u></p>	<p>(削 除)</p>

<p><u>転換社債の転換請求により発行された株式に対する最初の利益配当金または中間配当金については、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に転換があったものとみなしてこれを支払う。</u></p> <p>第31条 (利益配当金および中間配当金の除斥期間) <u>利益配当金および中間配当金</u>がその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はそれらの支払義務を免れる。 未払配当金に対しては利息をつけない。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第42条 (配当金の除斥期間) <u>配当財産が金銭である場合は</u>、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 18 年 6 月 24 日

定款変更の効力日

平成 18 年 6 月 24 日

以上